税の申告

～所得税の確定申告、町県民税（住民税）申告を忘れずに！～

自宅で申告書作成！国税庁
「確定申告書等作成コーナー」
http://www.nta.go.jp
作成コーナー　検索

問い合わせ先　香椎税務署　☎661－1031　　役場税務課　☎963－1731（直）

平成29年分確定申告相談・受付会場（所得税・町県民税）

確定申告期間　2月16日（金）～3月15日（木）※土・日を除きます。

ご注意ください!!　収入の種類によって申告会場・相談日が異なります。

役場で申告できる人

会場　役場３階大会議室
受付時間　（午前の部）９時～１１時
（午後の部）１時～３時
○年金・給与収入のみの人
○営業・不動産・農業などの収入がある人
※所得税は、期間以外は役場では申告できません。
※「前年分の事業所得、不動産所得および雑所得（年金所得を除く）の金額が300万円を超える人」は役場で申告できないため、香椎税務署で申告してください。

営業所得などの事前予約受付

申告時の混雑を防ぐため、営業・不動産・農業などの収入がある人に限り予約を受け付けます。優先的に案内できますので、ぜひ予約してください。
予約期間　２月１日（木）～予約希望前日の午後５時
予約受付時間　午前８時30分～午後５時
※土曜・日曜・祝日を除きます。
予約方法　税務課窓口、電話　☎963－1731（直）

自己申告コーナー設置！

自分で申告書を作ってみませんか。職員が補助します。申告書が作れるようになると、今後は好きな時間に自宅で簡単に申告ができます。ぜひ挑戦してください。

香椎税務署で申告しなければならない人

会場　香椎税務署
（福岡市東区千早６－２－１）
○前年分の事業所得、不動産所得および雑所得（年金所得を除く）の金額が300万円を超える人
○株式や土地の譲渡所得などがある人、贈与所得がある人
※株式や土地の譲渡・商品先物取引など特殊な所得がある人、贈与・相続・消費税の相談は役場では受け付けできません。必ず香椎税務署に相談してください。

【香椎税務署の確定申告期間】
日程　２月16日（金）～
３月15日（木）
※土曜・日曜を除きます。
※２月18日（日）・25日（日）は受け付けます。
時間　午前９時～午後４時
※税務署の駐車場は利用できないため、公共交通機関を利用してください。

要予約

～商工業者向け～

無料税務相談

月別日時

午前10時～正午、午後1時～4時

【2月】

2日(金)・5日(月)・7日(水)・9日(金)・13日(火)・16日(金)・19日(月)・21日(水)・23日(金)・27日(火)・28日(水)

【3月】

2日(金)・5日(月)・7日(水)・9日(金)・13日(火)・14日(水)・30日(金)

場所　新宮町商工会館

担当税理士　中原義也さん

申込・問い合わせ先

新宮町商工会　☎963-4567

その他の申告会場

◆新宮相島漁業協同組合本所2階

日程　2月8日(木)

受付時間　午前9時30分～午後4時

※利用者識別番号が分かるものを持参してください。

◆税理士会による申告相談センター（福岡会場）

日程　2月16日(金)～27日(火)※土曜・日曜日を除きます。

受付時間　午前9時30分～午後4時

場所　九州北部税理士会館

（福岡市博多区博多駅南1-13-21）

※次の場合は申告相談センターでは受け付けできません。

○前年分の事業所得、不動産所得及び雑所得(年金所得を除く)の金額が300万円を超える人

○前々年分の消費税の課税売上高が3,000万円を超える人

○給与所得がある人で、給与収入総額が800万円を超える人

○土地・建物等および株式等の譲渡所得がある人

○贈与税・相続税の申告または相談

所得税の確定申告が必要な人

○個人事業(農業、営業など)をしている人

○不動産収入がある人

○土地や建物を売った人

○請負契約などの報酬がある人

○2か所以上から給与を受けている人

○給与と年金を受給している人

○郵便局や信託銀行・保険会社からの年金がある人

○平成29年中に、生命保険などの満期一時金や解約一時金の支払いを受けた人

○給与収入額が2,000万円を超える人

○給与所得や退職所得以外の所得が20万円を超える人

上場株式等の住民税の課税方式の見直し

平成28年分確定申告より、特定上場株式等の配当所得や上場株式等の譲渡(源泉徴収がある特定口座)に係る所得について、所得税と異なる課税方式を選択することが可能となりました。例えば、上場株式等の配当所得について、所得税は申告分離課税で損益通算や繰越控除を利用する一方、住民税は申告不要制度を選択し、国民健康保険税などの増加を抑えられるケースがあります。

国民健康保険税に関する問い合わせ先

役場住民課　☎963-1733(直)

町県民税の申告が必要な人

○事業(農業、営業など)をしている人、不動産収入がある人、または土地や建物を売った人のうち、所得税が発生しない人

○給与所得がある人で20万円を超えない給与所得以外の所得がある人

○公的年金などを受給する人のうち、次に該当する人

・生命保険料控除、医療費控除など各種控除を申告したい人

・20万円を超えない公的年金等以外の所得がある人

○少額の非上場株式の配当収入がある人

○障害基礎年金・遺族年金の収入のみの人

○平成29年中に収入がない人のうち、次に該当する人

・国民健康保険に加入している人

・親族の扶養に入っていない人

・単身赴任している人の家族など、町外居住者の扶養に入っている人

※次のいずれかに該当する場合は、町・県民税の申告は必要ありません。

・所得税の確定申告をする人

・平成29年中の収入が給与所得のみで、勤務先から新宮町へ「給与支払報告書」が提出されている人(提出状況は勤務先に確認してください)

税の申告に必要なもの

①平成29年1月から12月までの所得がわかるもの

【営業や農業または不動産所得がある人】

○平成29年中の総収入金額・必要経費の内容を記載した収支内訳書
○収入や経費のわかる帳簿・領収書

【給与所得や公的年金などの雑所得がある人】

○平成29年中に支払いを受けたことを証明する給与・年金などの源泉徴収票

【郵便局や信託銀行・保険会社などからの年金がある人】

○「支払年金額等のお知らせ」、「年金給付額計算書」、「年金支払証明書」など

【保険の満期金や解約一時金などがある人】

○収入と払込保険料がわかる明細書など

②控除のための書類

○生命保険料、地震保険料の支払証明書
○国民健康保険税、介護保険料、国民年金保険料の支払証明書、社会保険料任意継続分の領収証など
○身体障害者手帳などがある人はその手帳、要介護認定を受けた人は「障害者控除対象者認定書」

【住宅ローン控除を受ける人】

○住宅取得資金の借入金の年末残高証明書
○登記事項証明書（原本）
○売買契約書などの写し
※長期優良住宅に認定されている場合は、認定通知書の写しと住宅用家屋証明書の写しが必要です。

【政治献金や社会福祉法人などに寄附をし、控除を受ける人】

○寄附したことが記載された領収書
※政治献金は選挙管理委員会の確認印のある証明書が必要です。

【地方自治体へ寄附し、控除を受ける人（ふるさと納税）】

○各自治体が発行する寄附金受領書
※確定申告が不要な給与所得者や年金所得者などがふるさと納税をした場合、税申告の手続きを簡素化する「ワンストップ特例」を申請している人は申告不要です。
※ふるさと納税ワンストップ特例の申請をしている人が確定申告をした場合や、6か所以上の自治体に寄附をした場合、特例は無効となります。ふるさと納税分も含めて必ず確定申告をしてください。

【火災などの災害で雑損控除を受ける人】

○被災した事実を証明する書類（り災証明書など）
○損失の明細書
○支払いを証明できる領収書など
○損害保険金の受領内容が判明するもの

【医療費控除を受ける人】

※医療費控除の改正およびセルフメディケーション税制の詳細は、6ページ「平成29年分確定申告に関する主な税制改正」をご覧ください。

◆通常の医療費控除

○医療費を集計したもの
※事前に次のことを確認し、金額を集計してください。
①領収書の受領印の日付を確認してください。控除の対象は平成29年1月1日～12月31日のものです。
②控除対象となる医療費であるかを確認してください。

〈対象とならない主なもの〉

・インフルエンザなどの予防接種
・診断書などの文書料
・健康増進、疲労回復のために飲用している栄養ドリンクやサプリメントなどの購入費用
・人間ドックなどの健康診断のための費用（ただし、健康診断の結果、重大な疾病が発見され引き続き治療を受ける場合は対象となります）
・入院した際の差額ベッド代（ただし、病状により個室を使用する必要がある場合や、病院の都合でやむを得ず個室を使用する場合は対象となります）

※これら以外で不明な点は、申告の際に相談してください。

◆セルフメディケーション税制

○健康の保持増進および疾病予防への取り組みを証明するもの
（例）インフルエンザなどの予防接種の領収書または予防接種済証、定期健康診断または健診の結果通知書
○特定一般用医薬品等購入費を集計したもの

③マイナンバーカード、または通知カード＋本人確認書類

④本人の印鑑（認印可）

※新規に口座振替で納税する人は、銀行届出印も必要です。

⑤本人名義の金融機関の口座番号がわかるもの（通帳など）

申告をすると所得税が戻ってくる場合があります

次に該当する人は、確定申告をすると、所得税が戻ってくる場合があります。

○一定額以上の医療費を支払った人【医療費控除】
○マイホームを住宅ローンなどで新築・購入（中古を含む）、または増改築し、平成29年中に居住し、一定の要件に当てはまる人【住宅ローン控除】
※サラリーマンなど、給与収入のみの人は1年目に申告をしていれば、2年目以降は年末調整で控除を受けることができます。
○政治献金や自治体、公益社団法人など、認定ＮＰＯ法人などに寄附し寄附金控除を受ける人【寄附金控除】
○平成29年中に退職し、年末調整ができなかった人
○火災、地震や風水害、盗難にあった人【雑損控除】

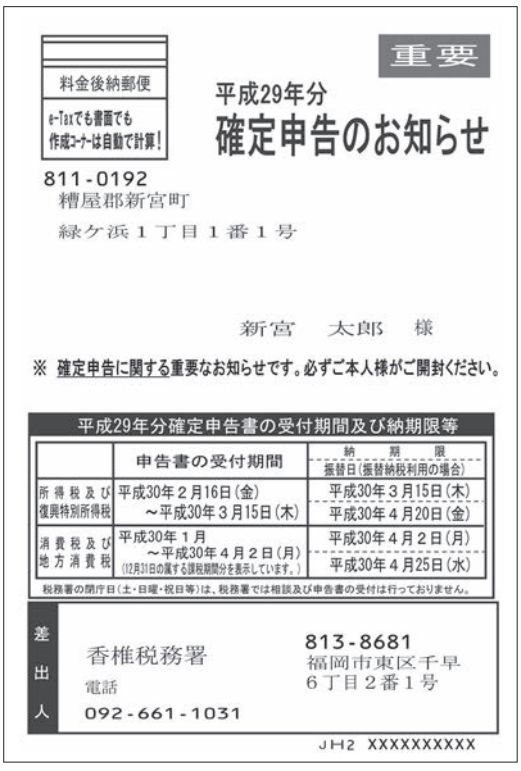

重要

料金後納郵便

e-Taxでも書面でも 作成コーナーは自動で計算！

平成29年分
確定申告のお知らせ

811-0192
糟屋郡新宮町
緑ケ浜１丁目１番１号

新宮　太郎　様

※ 確定申告に関する重要なお知らせです。必ずご本人様がご開封ください。

平成29年分確定申告書の受付期間及び納期限等

	申告書の受付期間	納期限（振替日（振替納税利用の場合））
所得税及び復興特別所得税	平成30年２月16日（金）～平成30年３月15日（木）	平成30年３月15日（木） 平成30年４月20日（金）
消費税及び地方消費税	平成30年１月～平成30年４月２日（月）（12月31日の属する課税期間分を表示しています。）	平成30年４月２日（月） 平成30年４月25日（水）

税務署の開庁日（土・日曜・祝日等）は、税務署では相談及び申告書の受付は行っておりません。

差出人
香椎税務署
電話
092-661-1031
813-8681
福岡市東区千早６丁目２番１号

JH2 XXXXXXXXXX

香椎税務署からの「確定申告お知らせハガキ」を持っている人は、確定申告相談のときに持ってきてください。

住民基本台帳カードで確定申告などをしている人へ

電子証明書の有効期限を確認してください。

電子証明書の有効期間は、発行日から３年間です。また、住所や氏名が変わった人は、その時点で電子証明書が失効しています。有効期限が過ぎていたり、電子証明書が失効したりしていると、ｅ-Ｔａｘ（国税電子申告）などの電子申請ができなくなります。住民基本台帳カードの電子証明書の更新はできないため、電子証明書を利用する場合はマイナンバーカードへの切り替えが必要です。

マイナンバーカードは申請から受け取りまでに１～２か月程度かかるため、早めの手続きをおねがいします。

問い合わせ先
役場住民課　☎963-1733（直）

平成29年分
確定申告に関する主な税制改正

※平成31（2019）年中に新元号となるため、本ページでは西暦表記としています。

1 医療費控除

※控除に必要な各明細書は、国税庁ホームページからダウンロードできます。

【通常の医療費控除】

医療費控除の領収書の提出が不要となる代わりに**「医療費控除に関する明細書」**の添付が必要となりました。

（※１）医療費の領収書は自宅などで５年間保存する必要があります。税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません。

（※２）医療保険者が発行する医療費通知を添付すると、明細の記入が省略できます。（医療費通知：健康保険組合などが発行する「医療費のお知らせ」など）

（※３）2017年分、2018年分、2019年分の確定申告は、医療費の領収書の添付または提示によることもできます。

（★）健康診査に関して

後期高齢者医療被保険者で、健康診査を受診した人が受診証明を希望する場合は、郵送で請求してください。証明依頼書は役場住民課保険年金医療担当窓口に設置しているほか、広域連合ホームページ（http://www.fukuoka-kouki.jp）からダウンロードできます。受付から１週間程度で送付します。

請求先　〒812-0044
福岡市博多区千代４丁目１-27福岡自治会館５階
県後期高齢者医療広域連合　健康企画課
保険企画係

問い合わせ先　県後期高齢者医療広域連合お問い合わせセンター　☎651-3111

【セルフメディケーション税制】

適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）が創設されました。

特定一般用医薬品等購入費（※１）を年間１万2,000円を超えて支払った場合、その購入費用（年間10万円を限度）のうち１万2,000円を超える額を所得控除できます。

この控除を受けるためには、**「セルフメディケーション税制の明細書」**の添付が必要です。

対象期間

2017年１月１日～2021年12月31日

対象　次のいずれかを受けている人

①特定健康診査（いわゆるメタボ検診）
②予防接種
③定期健康診断（事業主検診）
④がん検診
⑤健康診査（★）

（※１）特定一般用医薬品等購入費とは、医師によって処方される医薬品（医療用医薬品）から薬局などで購入できるＯＴＣ医薬品に転用された医薬品（スイッチＯＴＣ医薬品）の購入費をいいます。対象となる医薬品一覧は厚生労働省ホームページ（http://www.mhlw.go.jp/）をご覧ください。

（※２）本特例か通常の医療費控除のいずれかしか適用を受けることができません。

2 給与所得控除の上限額の引き下げ

給与収入が1,000万円を超える場合、給与所得控除額が220万円に引き下げられました。

予告 平成30年分申告に関する主な税制改正

○ 配偶者控除および配偶者特別控除の控除額などの改正

①配偶者控除の控除額が変わります。また、給与所得者の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者控除の適用を受けることができなくなります。

②配偶者特別控除の控除額が変わります。また、対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下となります。

【平成29年分確定申告】

配偶者の所得金額		配偶者控除額	配偶者特別控除額（所得税の場合）	配偶者控除及び配偶者特別控除額（住民税の場合）
以　上	以　下			
0円	380,000円	38万円		33万円
380,001円	399,999円		38万円	33万円
400,000円	449,999円		36万円	33万円
450,000円	499,999円		31万円	31万円
500,000円	549,999円		26万円	26万円
550,000円	599,999円		21万円	21万円
600,000円	649,999円		16万円	16万円
650,000円	699,999円		11万円	11万円
700,000円	749,999円		6万円	6万円
750,000円	759,999円		3万円	3万円
760,000円以上			0円	0円

【平成30年分確定申告】

①配偶者控除

給与所得者の合計所得金額	配偶者の合計所得金額	控除額（住民税）	
		控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900万円以下	38万円以下	38万円（33万円）	48万円（38万円）
900万円超950万円以下		26万円（22万円）	32万円（26万円）
950万円超1,000万円以下		13万円（11万円）	16万円（13万円）
1,000万円超		0円	0円

②配偶者特別控除

給与所得者の合計所得金額 ／ 配偶者の合計所得金額		900万円以下の控除額（住民税）	900万円超950万円以下の控除額（住民税）	950万円超1,000万円以下の控除額（住民税）
以　上	以　下			
380,001円	850,000円	38万円（33万円）	26万円（22万円）	13万円（11万円）
850,001円	900,000円	36万円（33万円）	24万円（22万円）	12万円（11万円）
900,001円	950,000円	31万円（31万円）	21万円（21万円）	11万円（11万円）
950,001円	1,000,000円	26万円（26万円）	18万円（18万円）	9万円（9万円）
1,000,001円	1,050,000円	21万円（21万円）	14万円（14万円）	7万円（7万円）
1,050,001円	1,100,000円	16万円（16万円）	11万円（11万円）	6万円（6万円）
1,100,001円	1,150,000円	11万円（11万円）	8万円（8万円）	4万円（4万円）
1,150,001円	1,200,000円	6万円（6万円）	4万円（4万円）	2万円（2万円）
1,200,001円	1,230,000円	3万円（3万円）	2万円（2万円）	1万円（1万円）